



～ 市外から短期で人材を雇用する事業者の経費を補助します！ ～

「関係人口創出事業補助金」のご案内

市外から市内企業などに人を呼び込み、見附の企業やまちと繋がりを持つ関係人口を増やすため、民間事業者のプラットフォームを利用した繁忙期の短期雇用などに市外から意欲のある者を受入れた事業者に対して、受入に係る経費の一部を補助します。

1. 対象者

見附市内に事業所等を有している事業者（農業者含む）

2. 補助対象経費

民間事業者のプラットフォームを利用した見附市内で短期人材の雇用に事業者が負担した次の経費

- ① マッチング手数料
- ② 保険料
- ③ 宿泊費

3. 補助額

対象経費の1/2 受入者1人当たり上限5万円

4. 申請期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

5. 申請に必要な書類

関係人口創出事業補助金交付申請書

6. 申請方法

申請に必要な事項を記載のうえ、参加者受入の実施前までに提出して下さい。

7. 補助金交付までの流れ

- (1) 参加者を受入れる前に、「関係人口創出事業補助金交付申請書」を提出してください。
- (2) 申請書の内容を審査し、補助金交付決定通知書を送付します。
- (3) 事業が完了した後、実績報告書を提出してください。
- (4) 報告書の内容を確認し、補助金を交付します。

<お問い合わせ／申請先>

担当：〒954-8686 見附市昭和町 2-1-1 見附市地域経済課商工労働係

電話：0258-62-1700（内線：231） MAIL：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp